

○隊員の無事故表彰基準について（通知）

平成31年2月22日

海幕補第462号

海上幕僚監部人事教育部長から各部隊の長・各種機関の長あて
賞詞の運用方針について（通知）

標記について、下記のとおり通知する。

なお、車両無事故表彰基準に関する通知（海幕人第99号。38. 1. 10）、航空無事故表彰基準について（通知）（海幕人第1578号。61. 3. 29）及び潜水員の潜水無事故表彰基準について（通知）（海幕人第4277号。6. 10. 5）は、廃止する。

記

1 隊員の無事故表彰の種類

- (1) 艦艇運航無事故表彰
- (2) 潜水無事故表彰
- (3) 航空無事故表彰
- (4) 航空管制無事故表彰
- (5) 車両無事故表彰

2 各表彰基準

(1) 艦艇運航無事故表彰基準

ア 対象となる事故の範囲

艦船事故調査及び報告等に関する訓令（昭和34年防衛庁訓令第3号）第2条に規定する艦船事故とする。ただし、当直士官、航海指揮官及び哨戒長に全く責任がないことが明白な事故を除くことができる。

イ 表彰の条件

本号イ（ア）及び（イ）における、通算の連続無事故操艦等基準時間が10,000時間以上で、かつ、勤務成績良好なものであること。

(ア) 水上艦艇に対するもの

通常航海部署における運航に携わる艦橋の当直士官、艦内哨戒部署における航海指揮官及びC I Cの哨戒長として立直、又は艦艇長として直接、操艦に携わっているものであること。

(イ) 潜水艦に対するもの

潜水艦における運航に携わる当直士官、哨戒長として立直、又は艦艇長として直接、操艦に携わっているものであること。

ウ 操艦等基準時間の記録

各部隊及び機関の長は、海技技能（運航）の練度評定実施要領について（通達）（海幕人第19号。1. 1. 9）及び水上艦艇においては護衛艦隊が定めている、護衛艦隊哨戒長技

能練度評定実施要領について（通達）（護艦隊（訓）第999号。13.12.28）、潜水艦においては潜水艦隊が定めている、海技技能（運航）の練度評定実施要領について（通知）（潜艦隊作第352号。6.9.8）に基づき、明確に記録するものとする。

エ 表彰の区分

第4級賞詞を標準とする。ただし、通算の連続無事故操艦等基準時間が本号イの2倍以上に及ぶときは、第3級賞詞を授与することができる。

オ その他

無事故操艦等の基準の起算は、31.1.1以降とする。

(2) 潜水無事故表彰基準

ア 本基準適用の対象となる潜水作業等

(ア) スクーバ、他給気式、飽和潜水等の潜水作業又は訓練

(イ) 再圧タンク、加圧タンク又は人員移送装置内における加圧中の作業又は訓練。ただし、再圧タンクを使用して治療を受ける患者を除く。

(ウ) 深海救難艇、レスキューチャンバー又は人員移送装置による潜水作業又は訓練。ただし、潜水救難作業又は同訓練に当たり、救助を受けた深海救難艇又はレスキューチャンバー内に収容される潜水艦乗員等を除く。

イ 表彰の条件

(ア) 飽和潜水

次式により算定した無事故飽和潜水基準深度の積算が、連続500メートル以上に達し、かつ、勤務成績が良好な者。この場合の「連続」とは、表彰基準を達成するまで無事故を継続していることを意味し、事故があった場合は、表彰の基準値を再度ゼロから積算するものとする（以下同じ。）。

$$\text{飽和潜水基準深度} = \text{飽和潜水深度} \times \text{飽和潜水作業係数}$$

飽和潜水作業係数

飽和潜水作業係数	作業等
0.5	教育中の学生の飽和潜水
1.5	(1) 教育のために学生とともに行う教官の飽和潜水 (2) 実海面における飽和潜水訓練
2.0	水中における遺体等の捜索・収容等
3.0	(1) 水中における爆発物の取扱い (2) 転覆船内に潜入して行う救難
1.0	上記のいずれにも該当しない飽和潜水
備考	上記の作業等が重複して実施される場合は、それぞれの飽和潜水作業係数を乗じて得た数値を、当該作業係数とする。

(イ) 飽和潜水以外の潜水

次式により算定した無事故潜水基準深度の積算が、連続2,000時間以上に達し、かつ、勤務成績良好なものであること。

$$\text{潜水基準時間} = \text{潜水時間等} \times \text{深度係数} \times \text{潜水作業係数}$$

a 潜水時間等

- (a) 潜航を開始してから水面に戻るまでの時間
- (b) 再圧タンク、加圧タンク又は人員移送装置内において、加圧を開始してから常圧に戻るまでの時間

b 深度係数

深度係数	潜水深度
1	20メートル未満
2	30メートル未満
3	50メートル未満
4	70メートル未満
5	90メートル未満
6	110メートル未満
7	130メートル未満
8	150メートル未満
備考	再圧タンク、加圧タンク又は人員移送装置内における作業等の場合は、潜水深度に応ずる圧力状態をもって当該深度とみなす。

c 潜水作業係数

潜水作業係数	作業等
0.5	教育中の学生の潜水
0.8	再圧タンク、加圧タンク又は人員移送装置、深海救難艇及びレスキューチャンバー内における作業又は訓練
1.5	(1) 教育のために学生とともに行う教官の潜水 (2) 水温5℃以下での潜水 (スクーバ潜水の場合に限る。)
2.0	(1) 夜間における潜水 (2) 人員移送装置を使用して行うロックアウト潜水 (3) 水中における遺体等の捜索・収集等
3.0	(1) 水中における爆発物の取扱い (2) 転覆船内に潜入して行う救難
1.0	上記のいずれにも該当しない潜水
備考	上記の作業等が重複して実施される場合は、それぞれの潜水作業係数を乗じて得た数値を、当該作業係数とする。

ウ 表彰

表彰は、第4級賞詞を標準とする。ただし、無事故飽和潜水基準深度の積算が連続1,000メートル以上に及ぶとき、又は、無事故潜水基準時間が連続4,000時間以上に及ぶときは、第3級賞詞を授与することができる。

エ 飽和潜水基準深度及び潜水基準時間の記録

各部隊及び機関の長は、所属隊員の表彰対象となる飽和潜水基準深度及び潜水基準時間

を、潜水員の潜水経歴について（通達）（海幕運第5692号。60.12.17）により、明確に記録するものとする。

オ その他

飽和潜水及び飽和潜水以外の潜水実績は、別々に積算され、それぞれが表彰の対象となる。

(3) 航空無事故表彰基準

ア 対象となる事故の範囲

航空事故調査及び報告等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第35号）第2条に規定する航空事故とする。ただし、操縦士に全く責任がないことが明白な事故を除くことができる。

イ 表彰の条件

次の基準により算定した無事故飛行基準時間が連続3,000基準時間以上で、かつ、勤務成績良好なものであること。

(ア) 操縦教育期間中の飛行時間には、0.5を乗じて基準時間に換算する。

(イ) 操縦教育期間中の飛行時間を除き、次の種類ごとの飛行時間にそれぞれの係数を乗じて基準時間に換算する。

a 回転翼航空機

(a) 離着艦を伴う飛行 2.0

(b) 離着艦を伴わない飛行 1.75

b 小型単発陸上機 1.5

c 中型多発陸上機

(a) TC-90等 1.25

(b) U-36A等 2.0

d 大型多発水上機（US-2等） 1.25

e 大型多発陸上機（P-1、C-130R等） 1.0

ウ 表彰の区分

第4級賞詞を標準とする。ただし、無事故飛行基準時間が本号イの2倍以上に及ぶときは、第3級賞詞を授与することができる。

(4) 航空管制無事故表彰基準

ア 対象となる事故の範囲

航空事故調査及び報告等に関する訓令第2条に規定する航空事故のうち航空管制に関わる事故並びに重大インシデントなどの事故とする。

イ 表彰の条件

飛行場管制席に飛行場管制員として、又は、レーダー管制業務等における着陸誘導管制業務及びターミナル・レーダー管制業務において、搜索誘導管制席又は着陸誘導管制席に誘導管制員として立直し、連続無事故航空管制機が15,000機基準以上で、かつ、勤務成績良好なものであること。

ウ 表彰の区分

第5級賞詞を標準とする。ただし、通算の無事故航空飛行管制機基準数が本号イの2倍以上に及ぶときは、第4級賞詞を授与することができる。

エ 無事故航空管制機基準数

各航空管制部隊の長は、航空集団が定めた航空管制等訓練実施標準に関する達（航空集団達第3号。24.3.26）に基づき、明確に記録するものとする。

オ その他

無事故航空管制機の基準の起算は、31.1.1以降とする。

(5) 車両無事故表彰基準

ア 対象となる事故の範囲

(ア) 車両員の過失、怠慢、不注意等により発生した次表の事故とする。

交通事故	殺傷	軽微な傷害を含む。
	衝突	側面からの被衝突及び被追突並びに停車中、前車の後退により衝突された場合等においても、とるべき処置が不備であったときは事故を含む。
	接触	構造物等の接触により車両又は物件に軽微な損傷を生じた場合を含む。
	転落 転覆	連絡の不備、車両の故障個所の発生等によって生じた場合を含む。
	火災	軽微なものを含む。
	その他	車両の整備、手入れの不良により車両を損傷させた場合を含む。
交通法規 違反	1 速度超過 2 酒気帯び運転 3 無免許、無許可運転 4 無許可人員貨物輸送 5 放置駐車違反 6 整備不良 7 駐停車違反 8 信号無視 9 その他の交通法規違反	

(イ) 車両に欠陥のあった場合、相手方に相当の過失が認められる場合も不可抗力のもの以外は事故を含むものとする。

イ 表彰の条件

連続無事故で次の各号に掲げる基準走行距離を操縦した場合に、当該各号に掲げる賞詞を授与することができる。

(ア) 基準走行距離20,000キロメートル以上に達し、かつ、勤務成績が良好な場合、第5級賞詞

(イ) 基準走行距離50,000キロメートル以上及び100,000キロメートル以上に達し、かつ、勤務成績が良好な場合、第4級賞詞

(ウ) 基準走行距離150,000キロメートル以上に達し、かつ、勤務成績が良好な場合、第3級賞詞、なお、第3級賞詞受賞以降の表彰は実施しないものとする。

ウ 基準走行距離の算定

(ア) 基準走行距離とは、次に掲げる走行距離をそれぞれの係数を乗じて走行距離に換算する。

- a 乗用自動車、四輪車軽、装軌車 0.5
- b 大型自動車運転免許により運行する車両 1.5
- c その他（（イ）号及びけん引車、フォークリフト等の構内作業車を除く。） 1

(イ) 次表に示す特殊車両は、同表のそれぞれの運転時間数をもって基準走行距離10,000キロメートルとみなすものとする。

車両種別	運転時間
ブルドーザー	300
クレーン車	300
ロードローラー	500
グレーダー	500
除雪車	500

(ウ) 基準走行距離、前項の運転時間及び各車両別運転時間はそれぞれの割合に応じて合算することができるものとする。

エ その他

基準走行距離の算定の起算は31.1.1からとし、それ以前については、従前の基準を適用して換算する。

写送付先：部内全般